



# 11月は「ねんきん月間」

あなたに身近で大切な「国民年金」についてじっくり考えてみませんか。

問い合わせ 市保険年金課(☎④ 2259)・高崎年金事務所(☎ 027・322・4299)

## 国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が国民年金へ加入しなければなりません。職業などにより3つに分類されます。

- ▶ **第1号被保険者**…自営業・学生など  
→保険料を自分で納める必要があります
- ▶ **第2号被保険者**…会社員・公務員など  
→保険料は給与天引きされます
- ▶ **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者  
→保険料を納める必要はありません。第2号被保険者の年金制度で負担します

## 保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万6,490円です。保険料の納付は、日本年金機構から送られた納付書により、金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどで納めます。その他にも、口座振替、クレジットカードも利用いただけます。

## 保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除や猶予される制度があります。

- ▶ **保険料免除制度**…世帯の所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます
- ▶ **納付猶予制度(50歳未満が対象)**…本人と配偶者の所得に応じて保険料が猶予されます
- ▶ **学生納付特例制度**…大学・短大・専門学校などの学生で所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます

## [国民年金給付の種類]

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます。	77万9,300円 ※20～60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	国民年金に加入中や20歳未満の病気やけがで一定の障がいが残った時に支給されます。障がいの等級に応じて1級と2級があります。	1級障がい=97万4,125円 2級障がい=77万9,300円
遺族基礎年金	国民年金に加入中の人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども*または、子ども*のいる配偶者です。 ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合=77万9,300円 子どものいる配偶者の場合(子1人)=100万3,600円 ※子どもの人数に応じて年額が変わります

※失業による免除・猶予の申請…失業した時は、所得があっても免除・猶予になる場合があります。詳しくは市保険年金課へお問い合わせください

## 納め忘れがあるときは

免除や猶予を受けていない人が保険料を納め忘れてしまった場合、2年を過ぎると納付できなくなります。しかし、平成30年9月までに限り、過去5年間までの未払い分を納めることができます。詳しくは、市保険年金課か高崎年金事務所へお問い合わせください。

## 便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。▶ **口座振替の申し込み・手続き**…年金手帳・預金通帳・届出印を持って、市保険年金課または金融機関かゆうちょ銀行へお越しください

## [お得な振替方法]

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納* (4月から翌々年3月分)	4月末	39万3,960円	37万8,320円	1万5,640円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月末	19万7,880円	19万3,730円	4,150円
6カ月前納 (4月から9月分、10月から翌年3月分)	4月末・10月末	9万8,940円	9万7,820円	1,120円
当月末振替(早割)	毎月月末	1万6,490円	1万6,440円	50円

\*1万6,490円(29年度分)×12カ月=19万7,880円と1万6,340円(30年度分)×12カ月=19万6,080円の合計です

**桜山まつりとライトアップ**  
 桜山まつり  
 湯原昌幸さんの歌謡ショー  
 7000本の冬桜が満開の桜山公園で、恒例の桜山まつりを開催します。まつりのメインは市観光大使湯原昌幸さんの歌謡ショーです。ヒット曲「冬桜」を中心に数々の名曲を披露します。  
**期日** 12月1日(金)  
**内容・時間** ▼湯原昌幸歌謡ショー(第一部11時～、第二部11時～)▼とちやなげ汁の配布(一杯100円の協力金をお願いします)11時～12時  
**会場** 桜山公園第3の広場  
**その他** まつり当日は駐車料は無料です  
**問い合わせ** 市観光協会鬼石支部(にぎわい観光課内)☎3111

薄紅色の冬桜と真っ赤なモミジなどが夜空に浮かび、幻想的な雰囲気を楽しめます。  
**期間** 10月29日(日)～11月26日(日)  
**時間** 午後4時～9時(入園は8時30分まで)  
**協力金** ▼普通車1500円 ▼大型バス12000円 ▼中型バス11000円 ▼自動二輪1100円  
 ※ライトアップ期間中の午後4時からは、駐車料金は無料となりますが電気代や器具の補修費として協力金をお願いします  
**問い合わせ** 藤岡市鬼石商工会(☎⑤2062)



## 桜山まつりとライトアップ



**人権に関する相談を受け付けます**  
 10月1日付で宮崎正之さん(再任・藤岡)、品川久さん(再任・牛田)が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員の任期は3年で、人権尊重の理念の普及や人権に関する相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守されます。  
**相談日・会場** ▼市役所市民相談室11月2・4金曜日 ▼鬼石公民館11月4・7・9・12月の第3木曜日  
**時間** 午後1時～3時  
**問い合わせ** 自治交流課(☎④2211)

**鬼石地域審議会公募委員を募集します**  
 藤岡市と鬼石町が合併し十余年が経過しています。本市では、鬼石地区住民の意見を施策に反映させるため、鬼石地域審議会を設置しています。この審議会は、新市建設計画の変更や執行状況に関する事項について市長の諮問により審議し答申することで、均衡あるまちづくりの実現を目指す。  
**任期** 平成30年1月1日～31年12月31日(2年間)  
**対象** 満20歳以上で鬼石地区に住所がある人  
**定員** 3人以内(地域・年齢・性別などを考慮し選考)  
 ※審議会は公募委員を含め学識経験者など15人以内で構成されます

気象情報 防犯情報 **ふじおかほっとメール** 休日当番医 etc...

生活に役立つ情報を配信中!  
 左のQRコードもしくは「ふじおかほっとメール」で検索を。  
 問い合わせ 総務課(☎④ 2221)

ツイッターもフォローをお願いします  
 問い合わせ 秘書課(☎④ 2208)

報酬 条例により支給  
 応募用紙配布場所 企画課・鬼石総合支所地域振興課  
 ※市ホームページからダウンロードもできます  
**申し込み・問い合わせ** 11月30日(木)(必着)までに応募用紙を企画課(☎④ 2424)・鬼石総合支所地域振興課(☎⑤ 3111)へ